

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和2年4月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1900019号

厚生局事案番号 : 四国(国)第2000001号

第1 結論

平成8年*月から平成9年2月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和11年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年*月から平成9年2月まで

私は、平成8年*月に60歳となり、国民年金の被保険者資格を喪失したが、年金額を増やすため、60歳以降に国民年金に任意加入する手続きを行い、集金に来た市役所の職員に、国民年金保険料を前納したにもかかわらず、請求期間が未加入とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は、請求者が60歳到達後の期間であることから、国民年金の任意加入対象期間となり、任意加入する手続きが行われた日の属する月から国民年金保険料を納付することができる。A市の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、60歳到達による国民年金被保険者資格の喪失後、平成9年3月28日に国民年金の被保険者資格(任意加入)を取得していることが記録されている上、当該日付はオンライン記録とも一致していることから、請求期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、国民年金受付処理簿から、請求者の国民年金手帳記号番号(現在の基礎年金番号。以下「手帳記号番号」という。)は、昭和44年12月5日に国民年金の被保険者資格を取得(任意加入)した際に払い出されたものと推認され、前述の加入記録を含む請求者の国民年金の加入記録等については、当該手帳記号番号によって管理されているところ、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、戸籍の附票によると、請求者は、昭和37年2月2日から現在に至るまで同一市内に居住していることから、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、請求者が請求期間当時に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求者の国民年

金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1900028号

厚生局事案番号 : 四国(国)第2000002号

第1 結論

昭和36年4月から昭和58年3月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和58年3月まで

前回、請求期間については、昭和36年4月に、母親がA市役所において私の国民年金の加入手続を行い、同月から昭和58年4月頃までの期間、母親が私の国民年金保険料を納めてくれていた。また、昭和58年4月頃だったと思うが、A市の集金人に、「今納めている国民年金に加えて、今から10年遡って保険料を納めれば、年金がもらえます。」と言われたため、母親が10年分の保険料を重複して納めたにもかかわらず、国民年金被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい旨、訂正請求を行ったが訂正は認められないとする平成30年6月22日付けの通知を受け取った。

請求期間の国民年金被保険者記録が無いことに、どうしても納得できない。国民年金保険料を納付してくれていたのは間違いないので再度訂正請求を行った。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 戸籍の改製原附票により、請求者が請求期間において住所地を定めていることが確認できるB市C区、同市D区及びA市はいずれも、「請求者に係る国民年金手帳記号番号を払い出した形跡は確認できない。」旨回答している上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、紙台帳検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索においても、請求者に同記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は請求期間において国民年金に未加入の期間であり、請求者の母親が当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかつたと判断できること、ii) 昭和58年4月は過去3回実施された特例納付の実施期間のいずれにも該当しないことから当該制度を利用することができず、保険料を遡って10年分納付したとする期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間

である上、A市は集金人の雇用状況等について、「当時の資料が残っておらず不明である。」旨回答しており、保険料の納付について確認できないこと、iii) 請求者は国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の母親も既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であること、iv) 請求者に係る請求期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に平成30年6月22日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする四国厚生支局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、前回の請求と同じ請求内容で、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1900022号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2000001号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B班における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和30年4月1日から昭和35年1月1日まで

請求期間について、A社B班に所属し、C県のDダムの発電所建設工事、E県のFダム建設工事及びG県のHダム建設工事に関連する道路工事に従事していたにもかかわらず、A社B班に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、「請求者が勤務していたとする3か所の建設工事は当社が施工しているが、B班については資料が無く不明である。」旨回答している上、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社B班は、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない。

また、A社は、「請求期間当時、班に所属して当社の工事現場に勤務していた者(以下「班の従業員」という。)については、班の責任者(工長等)が募集し、その者の指示に従って仕事をしてしたが、給与は当社が支払っていた。厚生年金保険は、班の責任者からの情報を基に加入させる取扱いだったが、詳細は分からない。請求者が当社に在籍していた記録は確認できず、請求者の給与からの厚生年金保険料の控除についても不明である。」旨回答している。

さらに、A社から提出された、請求期間に係るD出張所、F出張所又はI出張所の名簿(職員名簿)において氏名が確認できる者(工長等を含む)のうち、回答を得ることができた複数の者は、「請求者及びB班を知らない、又は覚えていない。班の従業員については、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」旨回答している。

加えて、請求者が姓のみを記憶するB班の班長、世話役及び同僚については、特定することができず、回答を得ることができないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、前述のD出張所の名簿で氏名が確認できる68名については、A社J支店の厚生年金保険被保険者名簿において請求期間に係る被保険者記録が確認でき、F出張

所又はI出張所の名簿で氏名が確認できる74名については、A社K支店の同被保険者名簿において請求期間に係る被保険者記録が確認できることから、当該二つの被保険者名簿を確認したが、請求者の氏名は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。